

1. 計画策定の沿革・目的

（1）計画策定の沿革

午王山遺跡は、昭和 40 年代に谷井 彪によって、弥生式土器が紹介され考古学的に注目されるようになった。昭和 47（1972）年の埼玉県による分布調査の結果、埼玉県埋蔵文化財包蔵地台帳に搭載され、文化財保護法上の埋蔵文化財包蔵地として初めて行政的に周知される事となった。昭和 54（1979）年には、遺跡の東南支丘で宅地開発に伴い最初の発掘調査を実施し、弥生時代の方形周溝墓や平安時代の土坑・住居跡、斜面下部では中世の火葬墓と板碑群などを検出した。以降、平成 19（2007）年までに 14 次にわたり農地改良や宅地開発に伴う記録保存のための発掘調査を実施した。その結果、午王山遺跡は、旧石器時代から中世に至る各時代の遺構や遺物が多数検出される複合遺跡であることがわかった。特に弥生時代中期後半から後期後半にかけて、2 重の環濠に囲まれた集落が営まれる関東地域では類例の少ない多重環濠集落であることが明らかとなった。

和光市では遺跡の重要性に鑑み、将来にわたって史跡として保存整備を図るために、平成 22（2010）年 11 月 29 日付けで遺跡の一部（306 m²）を公有化し、翌平成 23（2011）年 4 月に保存を目的として第 15 次調査を実施した。調査の結果、住居跡 6 軒、土坑 2 基を検出し、当該地を和光市指定文化財（史跡）に指定し保存を図ることとした。また、平成 30（2018）年 2 月には、埼玉県指定文化財（考古資料）に本遺跡出土品 121 点が指定され、その重要性が改めて評価されることとなった。

和光市ではこれまで調査ごとにまとめた報告書を総括し、遺跡の本質的な価値を明らかにするとともに、今後の保存と活用の基本資料とするため、午王山遺跡総括報告書策定委員会を設置し、令和元（2019）年に総括報告書を作成した。

令和元年 7 月 26 日付けで午王山遺跡の史跡指定について、文部科学大臣宛に意見具申をしたところ、同年 11 月 15 日に国の文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、令和 2 年 3 月 10 日に官報告示された。

（2）計画の目的

本計画は、史跡午王山遺跡の本質的価値を明確にするとともに、現状を把握し、課題を抽出することにより、将来に向けてそれらを改善し適切な保存・活用の方針・方法の策定を目的とする。

また、管理団体、所有者その他の文化財保護行政に関わる利害関係者が史跡の保存および活用に組織的に取り組むための共通事項を明示し、その保存や整備に関する将来的な方針を明らかにするものである。

午王山遺跡保存活用計画（案）

（３）委員会の設置・経緯

計画策定にあたり、史跡午王山遺跡の保存、活用および整備にかかる検討のため、「午王山遺跡保存活用計画策定委員会」を設置し、令和２年度および３年度の二ケ年をかけて委員会を開催した。策定委員会は、学識経験者、地元関係者、地権者、公募市民、庁内行政関係者等から構成し、文化庁文化財部並びに埼玉県教育委員会の指導助言を得た。

（策定委員会開催記録および委員名簿）

（４）他の計画との関係

総合計画その他の計画（都市計画・まちづくり計画等）との整合

（５）計画の実施

計画の実施・発効の日付

2. 史跡の概要

（1）午王山遺跡の概要

ア 地理的環境

a 和光市の位置と立地

和光市は埼玉県の中央部よりやや東に寄った南端部に位置し、北は戸田市、南は東京都練馬区、東は東京都板橋区、西は朝霞市と接している。市の規模は南北約 4.9 km、東西約 2.5 km、面積は 11.04 km²である。主要道路は市の中央部を南北に縦断する東京外かく環状線、東西方向には川越街道が通過する。鉄道は東武東上線、地下鉄有楽町線、副都心線が走り、各路線からの相互乗り入れが実現し、都心を経由して各方面も直通で移動できるようになった。都心から 15～20 km 圏内にあることから、交通網の発達を受けて都心から各方面への通勤、通学の利便性がますます高まっている。

和光市の地形は、武蔵野台地と荒川低地からなり、台地が約 70%、低地が約 30%の割合となっている。武蔵野台地は関東平野の南西部に広がる洪積台地で、北西を入間川、北東を荒川、南を多摩川で画されている。比較的平坦な地形をしめしているが、青梅当たりを頂点とし台地は東に向かって徐々に低くなり、和光市内では標高 40～24mを測る。

荒川（旧入間川）は武蔵野台地と大宮台地を開析して形成した沖積地を広げながら、市の北側を流れている。市域の西側境界近くを越戸川が、東側境界近くを白子川がそれぞれ北方向に流出して新河岸川と合流する。また、市域のほぼ中央を谷中川が西方向に振れながら北に向かって流出し、途中で越戸川と合流している。これらの河川により、台地に幾筋かの開析谷が刻まれ、複雑な地形を形成している。また、柿ノ木坂湧水池、富澤湧水池、新倉小下湧水池など、市内には 20 か所を超える湧水池が確認されており、県下でも最多を数えている。水資源の豊富な和光市は、古代から人々の生活の場として活用されてきたのである。

b 午王山遺跡の位置と立地

午王山遺跡は和光市のほぼ中央部北寄りに位置し、遺跡を乗せる台地の北側は荒川の沖積地に面している。台地の南側にも緩い小支谷が侵入し、午王山遺跡は独立した台地上に立地している。標高は 24mで低地との比高差は 18mを測る。

遺跡の北側に広がる沖積地は水田耕作に活用され、「新倉田んぼ」と呼ばれた穀倉地帯が開発されてきた。すでに埋立地となっているが、かつて「溜池」と呼ばれた湧水池も存在し、豊富な湧水がまとまって水量の豊富な「溜池」となっていたと推測される。

午王山遺跡は地形的にも他の遺跡から独立した位置にあり、恵まれた自然環境のもとで沖積地と湧水を活用してイネや雑穀の栽培を生業としながら環濠集落を展開していったのであう。

イ 歴史的環境

a 和光市内の弥生時代の遺跡

和光市内では、現在、43 遺跡が埋蔵文化財包蔵地として登録され、遺跡の時代は旧石器時代から縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、中世にわたっている。多くの遺跡は集落跡で、白子川左岸、越戸川の右岸、谷中川の両岸に沿って連なるように分布している。遺跡の分布状況からも、古くから長きにわたって人々が生活してきた状況が推察される。

午王山遺跡と同時代の弥生時代後期の遺跡は 14 遺跡にのぼっている。遺跡の分布を見ると、越戸川と谷戸川の右岸には、上野郷遺跡、花の木遺跡、半三池遺跡、峯遺跡、峯前遺跡、四ツ木遺跡、漆台遺跡が連続している。白子川左岸には、下里遺跡、吹上遺跡、吹上原遺跡、妙典寺遺跡、市場峡・市場上遺跡が分布している。これらの遺跡は荒川の沖積地を眼前に望む位置に展開し、三つの河川と沖積地との間に挟まれるように形成された台地上に立地している。いずれの遺跡も、これまでの発掘調査で住居跡、方形周溝墓、環濠などが確認されている。

特に注目される遺跡は、越戸川右岸の花ノ木遺跡と白子川左岸の吹上遺跡で、両遺跡とも多くの住居跡とともに環濠が確認され、午王山遺跡と同時期の環濠集落である。越戸川と白子川に挟まれた区域で、荒川の沖積地を望む舌状台地に弥生時代後期の環濠を伴う集落が接近した位置に展開している。

b 午王山遺跡周辺の弥生時代の遺跡

午王山遺跡が立地する武蔵野台地縁辺部は小支谷が細かく侵入し、複雑な地形を示しているが、この谷筋に沿って弥生時代後期の集落が数多く発展してきた。これらの集落は荒川低地に面して立地することが共通項で、柳瀬川、目黒川、白子川などの河川に沿って、内陸部へ開発を進めていったとしても、決して深部には達していない。台地段丘面から湧き出る湧水、あるいは小河川の水源が利用でき、沖積地に面した台地上であることが遺跡の立地条件であったと考えられる。

数多くの弥生時代後期の集落から、午王山遺跡と同じ環濠集落を拾っていくと遺跡数が限られ、遺跡の立地する位置もある程度の間隔を保っていることが看取される。

柳瀬川の左岸には富士見市観音前遺跡と南通遺跡が調査されており、特に南通遺跡は弥生時代後期から古墳時代前期の住居跡が 300 軒近く発見されている、埼玉県内でも大きな規模を誇る環濠集落である。目黒川の右岸に立地する朝霞市中道・岡台遺跡は、弥生時代後期から古墳時代前期の住居跡と環濠の一部が確認されている。

越戸川左岸には朝霞市稲荷山・郷戸遺跡が確認されており、環濠の内側で弥生時代後期から古墳時代前期の住居跡が調査されている。越戸川の対岸には和光市花ノ木遺跡が存在し、午王山遺跡と白子川左岸の吹上遺跡の 3 遺跡が近接している。

白子川の右岸には板橋区赤塚氷川神社北方遺跡が展開し、荒川の下流に向かって板橋区沖山遺跡、四葉地区、中台三丁目東丘陵・中台畠中遺跡、根ノ上遺跡と続くが、遺跡の立地する距離がひらくようになり、環濠以外の集落の分布も少しまばらになってくる。

午王山遺跡保存活用計画（案）

遺跡の分布からは、越戸川と白子川の両岸に対峙するように環濠集落が展開し、両河川の間には午王山遺跡が独立して存在し、荒川右岸において午王山遺跡を中心とする環濠集落が集中する地域のひとつである言えよう。

ウ 調査成果

午王山遺跡の発掘調査が本格的に行われるようになる1979年（昭和54年）以前に、畑からの表面採集や耕作中に土器が発見され、あるいは、台風により北斜面の崖崩れにより出土した遺物が地元の地権者宅で保管されていた。遺物は正確な出土位置、発見年月日など不明であったが、埼玉県職員によって『埼玉考古』第4号、第6号に遺物が紹介され、弥生時代、古墳時代前期・後期の遺跡が埋蔵されていることが明らかとなった。

また、土器とともに畑の耕作中に古墳時代中期ごろの遺物とされる「珠文鏡」が発見されており、2013年に刊行された『和光市埋蔵文化財発掘調査報告書』第52集に正式に報告された。

午王山遺跡の本格的な発掘調査は1979年（昭和54年）に第1次調査が行われ、以降、保存目的で実施された第15次調査まで継続された。その間、環濠・住居跡をはじめと多くの遺構と遺物が発見されている。

第1次調査では3基の方形周溝墓などが調査され、弥生時代から古墳時代前期の集落域と墓域が分離しつつも、隣接していることが明らかになった。

第2次調査は1981年（昭和56年）に都市計画に基づく市道敷設工事に伴う発掘調査で、午王山遺跡の中心部に幅6m、長さ200mのトレンチを入れるような調査となった。調査区の東端部で第1号溝（東環濠A溝）、西側で第2号溝（内環濠A溝）と第6号溝（B溝）、さらに西側60m離れた位置で第5号溝（C溝）が調査され、環濠集落であることが確実となった。住居跡は47軒の調査を行い、最大規模の第3号住居跡などが検出された。第6号溝（B溝）と弥生時代後期の第30号住居跡とが重複していることが確認され、環濠と住居跡には機能した時間に差があることが判明した。

1993年（平成5年）に、遺跡の南斜面に当たる部分を第3次として調査した。平坦面から斜面にかかる部分で、東西に走るA溝を検出した。溝の中層から弥生時代後期の東海系壺のほか銅鐸形土製品などが出土した。A溝より南斜面を下がった位置で、東西方向に走るB溝を検出した。

1993年（平成5年）に調査した第4次調査と1994年（平成6年）に隣接して実施した第5次B地区では、A溝とB溝の南西部コーナー部を調査した。同時に発掘調査を実施した第5次A地区は遺跡の東端部にあたり、A溝の東辺を約24mにわたって調査した。

2004年（平成16年）に実施した第10次調査は、平坦面から斜面にかかる部分にあたり、A溝とB溝の南東コーナー部近くを検出した。また、調査区の南側で方形周溝墓2基を調査した。

2004年（平成16年）には第11次調査を行った。調査区は第10次調査区の西側に隣接

午王山遺跡保存活用計画（案）

し、第 10 次調査で確認された A 溝につながる部分を検出した。

以上、第 2 次調査から第 5 次調査、第 10 次調査、第 11 次調査により、環濠の状況が把握され、二重の環濠が巡る弥生時代後期の環濠集落の実態が明らかになった。第 1 次調査と第 10 次調査では環濠の外側に方形周溝墓が構築され、環濠集落としての居住域と墓域とで遺跡が構成されていたことが判明した。

住居跡の形態や出土した土器の特徴から、中部高地と東海からの文化的影響を両方向から受けていたことが明らかになった。遠隔地との交流を通じて形成された遺跡で、両地域の文化が交差していた地域であったことが最大の特色である。

（２）指定に至る経緯

午王山遺跡は、1960 年代の谷井 彪の論考によって知られることとなる。昭和 54（1979）年から平成 23（2011）年までの間に 15 次にわたる発掘調査の結果、旧石器時代から中世に至るまでの各時代の遺構遺物が検出される複合遺跡であることがわかった。特に弥生時代後期を中心に多重の環濠が巡る集落跡であることが明らかとなった。

和光市は、午王山遺跡の重要性と宅地開発の動向等を鑑みて、将来的な遺跡の保存に対して踏み出した。平成 25（2013）年には遺跡の一部を公有地化し、市史跡に指定するとともに、これまでの調査成果をまとめ、遺跡の保存を図ることとした。

（３） 指定の状況

ア. 指定告示

名 称	史跡午王山遺跡
所 在 地	埼玉県和光市新倉 3 丁目 2831 番 1 外 8 4 筆
面 積	13,425.24 m ²
所有関係の内訳	和光市有地 2,368.47 m ²
	民有地 10,906.77 m ²
	社寺有地 150.00 m ²
指 定 年 月 日	令和 2 年 3 月 10 日付 官報号外第 45 号文部科学省告示第 17 号

イ. 指定説明文とその範囲

武蔵野台地の北東端部、荒川低地を望む標高 24～25m の独立丘陵上に位置する弥生時代後期の環濠集落である。昭和 53 年から 15 回にわたる発掘調査が実施され、集落の構造が明らかとなった。竪穴建物は中期後半から後期の約 150 棟が検出され、時期により竪穴建物の平面形態に変遷を確認した。環濠は後期中葉前半に掘削され、後期中葉後半には埋没したと考えられる。ほぼ並行して二重に掘削されており、同時に機能したとみられる。方形周溝墓は、環濠外の南東部で 5 基検出されたが、埋葬施設や時期等は不明である。出土土器には、中期後半には南関東系、後期前葉には南関東系と北関東系とが共存し、後期中葉に

午王山遺跡保存活用計画（案）

なると東海東部に系譜が求められる土器が主体となる。時期により異なる系統の土器が確認でき、関東では出土事例が少ない銅鐸形土製品や帯状円環銅釧が出土したことは、本遺跡が遠隔地との交流や往来があったことを示す。関東では類例の少ない弥生時代後期の同時性が確認できる多重環濠集落の成立から廃絶までの過程が明らかとなった遺跡であり、荒川中流域と南北関東の地域間交流の接点として機能するなど、関東における弥生文化の交流の実態を知る上で重要な集落遺跡である。

ウ. 指定に至る調査経過

第 1 表：午王山遺跡調査一覧

年度	調査次	調査期間	地番	調査面積	主な遺構・遺物	担当者	報告書
1978～1979 (昭和 53～54)	第 1 次	1979.3.20～6.16	新倉 3 丁目 2867-1 外	約 2,200 m ²	弥生時代の方形周溝墓 3 基、中世の火葬墓 5 基・板碑 45 基	鈴木敏弘	・新倉午王山遺跡 ・にいくらごぼうや ま 1979
1981 (昭和 56)	第 2 次	1981.8.10～ 11.30	新倉 3 丁目 2836-1 外	約 1,500 m ²	弥生時代の住居跡 49 軒・溝 3 条	鈴木敏弘	・和光市埋文報告書 第 9 集 ・にいくらごぼうや ま 1982
1992 (平成 4)	第 3 次	1993.3.1～3.26	新倉 3 丁目 2861-1	約 272 m ²	弥生時代の溝 2 条、銅鐸形土製品、古墳時代の住居跡 1 軒	鈴木一郎	和光市埋文報告書第 13 集
1993 (平成 5)	第 4 次	1993.8.30～9.22	新倉 3 丁目 2844-1	約 510 m ²	弥生時代の住居跡 7 軒・溝 2 条	鈴木一郎	和光市埋文報告書第 13 集
1994 (平成 6)	第 5 次 A 区	1994.6.30～9.2	新倉 3 丁目 2836-1	約 800 m ²	弥生時代の住居跡 2 軒・溝 1 条	鈴木一郎	和光市埋文報告書第 18 集
1994 (平成 6)	第 5 次 B 区	1994.6.30～9.2	新倉 3 丁目 2842-1、 2843-1	約 594 m ²	弥生時代の住居跡 13 軒・溝 2 条、銅鐸形土製品・土鈴	鈴木一郎	和光市埋文報告書第 18 集
1995～1996 (平成 7～8)	第 6 次	1996.2.13～8.30	新倉 3 丁目 2841-1、 2842-1	約 1,119 m ²	弥生時代の住居跡 25 軒	鈴木一郎	和光市埋文報告書第 23 集
1997 (平成 9)	第 7 次	1998.3.17～3.25	新倉 3 丁目 2847-1、 2861-2	約 105.6 m ²	弥生時代の溝 1 条、銅鐸形土製品	鈴木一郎	和光市埋文報告書第 31 集
2000 (平成 12)	第 8 次	2000.4.3～7.18	新倉 3 丁目 2839-1	約 787 m ²	弥生時代の住居跡 24 軒	鈴木一郎 前田秀則	和光市埋文報告書第 33 集
2000～2001 (平成 12～13)	第 9 次 A 区	2001.2.13～6.10	新倉 3 丁目 2832-1	約 368 m ²	弥生時代の住居跡 9 軒	鈴木一郎 前田秀則	和光市埋文報告書第 35 集
2000～2001	第 9 次 B	2001.2.26～6.29	新倉 3 丁目 2840-1	約 479 m ²	弥生時代の住居跡 16 軒	鈴木一郎	和光市埋文報告書第

午王山遺跡保存活用計画（案）

(平成 12～13)	区					前田秀則	35 集
2004 (平成 16)	第 10 次	2004.11.1～ 11.26	新倉 3 丁目 2837-1	約 567 m ²	弥生時代の住居跡 1 軒・溝 2 条・方形周溝墓 2 基	鈴木一郎 前田秀則	和光市埋文報告書第 57 集
2004 (平成 16)	第 11 次	2004.11.16～ 12.24	新倉 3 丁目 2838-1	約 178 m ²	弥生時代の住居跡 1 軒・溝 1 条	鈴木一郎 前田秀則	和光市埋文報告書第 39 集
2004～2005 (平成 16～17)	第 12 次	2005.1.28～5.9	新倉 3 丁目 2834-1	約 400 m ²	弥生時代の住居跡 11 軒、土製勾 玉・ミニチュア土製品	鈴木一郎 前田秀則	和光市埋文報告書第 40 集
2006 (平成 18)	第 13 次	2006.8.16～8.24	新倉 3 丁目 2825-3	約 5 m ²	弥生時代の溝 1 条	鈴木一郎	和光市埋文報告書第 38 集
2006～2007（平成 18～19）	第 14 次	2007.3.5～5.11	新倉 3 丁目 2834-1	約 684 m ²	弥生時代の住居跡 16 軒、土製の 小玉・双角有孔土製品	鈴木一郎 前田秀則	和光市埋文報告書第 42 集
2011 (平成 23)	第 15 次	2011.4.26～4.28	新倉 3 丁目 2831-1	約 306 m ²	弥生時代の住居跡 6 軒・土坑 2 基	鈴木一郎	和光市埋文報告書第 46 集

エ．指定地の状況

午王山遺跡は荒川を臨む東西に細長い独立丘陵上に立地しており、弥生時代の環濠集落の遺構は丘陵上の平坦面に築かれる。周辺は住宅開発が進んでおり、南側斜面は共同住宅の建設等により、部分的に旧地形を残していない。一方で北側斜面は都市化の進む中であって、貴重な森林資源を残しているが、急斜面で「土砂災害特別警戒区域」に指定される。丘陵の中心を東西に市道が伸びており、市道の両側に宅地や農地が広がる。史跡指定地のうち、市が平成 25 年に公有化した土地と市道を合わせると約 2, 4 0 0 m²で、指定地の約 2 割である。残る約 8 割が民有地で宅地や農地である。今後、計画的に公有化を図る必要がある。

また、弥生時代の遺構が存在する丘陵上平坦面で未指定の区域や独立丘陵の形状が残る北側斜面など、将来に向けてさらに保護を要する区域は、約 〇〇〇〇 m²あり、今後も引き続き地権者の同意を得ながら追加で保護の措置を図る必要がある。

（土地利用の状況・土地所有関係の状況）

オ．管理団体

令和 2 年 7 月 22 日付文化庁告示第 5 8 号官報告示において、和光市が国史跡午王山遺跡の管理団体として、文化庁より指定された。今後も引き続き、和光市において適切な保存管理に勤めるものである。

3. 史跡の本質的価値

（１）午王山遺跡の本質的価値

午王山遺跡は弥生時代後期の関東を代表する集落遺跡であり、荒川流域を中心として関東地方の弥生社会を解明する鍵となり得る遺跡である。また、弥生時代後期における広域にわたる交流と、地域間関係の再編過程が把握できる遺跡として重要であり、主な本質的価値は次に上げることができる。

◎ 独立丘上の立地

荒川（旧入間川）低地に臨む独立丘に立地する、主に弥生時代後期の集落遺跡であり、中央平坦部の居住域と東縁辺部の墓域からなる集落の全容が明らかになっている。

関東都市部にあって開発の波にさらされながらも、遺跡の立地する独立丘はその姿をよく残しており、集落の立地状況がよくわかる遺跡である。

◎ 関東では類例の少ない環濠集落

弥生時代中期後半から後期後半までの集落で、後期中葉前後に位置付けられる環濠を持つことから集落の変遷と環濠の関係がつかめる。

集落を囲むように３条の溝が設けられており、関東地方では類例の少ない多重環濠を持つ集落である。

◎ 遠隔地との交流

弥生時代後期の土器には、南関東系の久ヶ原式、中部高地系の岩鼻式、東海東部系の菊川式の３系統がみられ、遠隔地との交流や往来が確認できる。

竪穴住居跡の平面形態、柱穴、炉の特徴、銅鐸型土製品や銅釦の出土など、遺構や土器以外の遺物からも遠隔地との交流がつかめる。

（２）史跡構成要素

《検討中》

４． 午王山遺跡の現状と課題

午王山遺跡保存活用計画（案）

（１） 保存（保存管理）

史跡午王山遺跡は、本来保護を要する範囲 m^2 に対し、所有者の同意を得た上で史跡として指定された面積は m^2 であり、さらに市において公有化した土地については、 m^2 である。（第 図）

未指定地は、宅地や耕作地のほか北側斜面の傾斜地であり、今後計画的に所有者の同意を得た上で追加指定の措置を執る必要がある。

史跡指定地内の民有地に対しては、市が史跡としての保存管理団体の指定を受けており、史跡地内の現状の維持、遺構・遺物の保護に当たっている。

（２） 整備・活用

平成 23 年に和光市文化財に指定した市有地に説明板を設置するとともに、竪穴住居跡の遺構明示をするなど、暫定的な活用を図っている。また、発掘調査時には調査の成果を広く市民に公開するため説明会を実施している。（写真）

ただ、これまで出土した多くの遺物は県指定文化財に指定された一括出土品などについても、文化財収蔵庫において良好に保存しているものの、今後は一般に広く公開し活用する事を考えなければならない。（写真）

（３） 運営・体制の整備

史跡午王山遺跡の管理運営については、和光市教育委員会生涯学習課が担っている。生涯学習課では、史跡の管理のほか古民家（新倉ふるさと民家園）の管理や市内の埋蔵文化財調査など文化財保護行政全般について、専門職員（学芸員）1 名、事務職員 3 名、埋蔵文化財調査非常勤職員 4 名、計 8 名で組織している。専門職員 1 名については、退職年次が近づいていることから、今後の史跡の活用等を視野においた場合、さらなる組織体制の整備や専門職員の補充が必要である。

5. 午王山遺跡の保存活用に関する基本方針

史跡午王山遺跡は都市部にあり、開発の波にさらされながらも、土地所有者や地域の方々の努力により、奇跡的に守られてきた。

史跡午王山遺跡は国民共有の財産として、恒久的な保存を目指すために、史跡の本質的価値に基づき、より良い保存と管理の方法を考えなくてはならない。また、史跡の価値向上のため、適切に管理できるような運営体制を整備しなければならない。

宅地や耕作地などの民有地が多く占めていることから、想定される現状変更を整理し、具体的な取扱基準路方法を定める必要がある。

史跡指定地のみではなく、周辺の歴史環境や自然環境も含めた保全を図るとともに、史跡を核とした地域活性化や地域連携を推進することが重要である。

6. 史跡の保存（保存管理）

午王山遺跡保存活用計画（案）

（１） 保存の方向性

史跡午王山遺跡の本質的価値を確実に保存するために、環濠集落の立地する独立丘全域の保存を目指して、土地所有者や権利関係者の理解を得るとともに、追加指定と公有化を進める。また、史跡に影響を及ぼす現状変更等の具体的な取扱基準を定めるとともに、史跡の周辺も含めて史跡に配慮した景観形成を図って行く必要がある。

（２） 保存管理の方法

史跡指定地（Ａ区）、指定地外にあって今後保護を要する地区（Ｂ区）、周辺地区（Ｃ区）に区分し、それぞれの地区ごとの取扱基準を示す。

① Ａ区の現状変更の取扱基準

Ａ区は文化財保護法によって史跡指定された地区であり、原則として史跡の保存・活用を目的とするもの以外は現状変更を認めないこととする。

ただし、既存の住宅の建て替えや、公共性を有する道路やガス・水道・電気などの埋設物に関しては、既存の基礎や掘り方の中で掘削を留めるなど、遺構に影響を与えない範囲で認める。また、現状農地における日常の耕作については、現状を変更する行為とは言えないが、果樹の植え替えなど新規に掘削を行う場合については、遺構に影響を与えない範囲で認める。

第２表 Ａ区取扱方針

項目		取扱方針
史跡整備		- 史跡の本質的価値を損なわない範囲で、史跡整備を進める。 - 整備後に関しては、史跡の保存・活用に必要な維持の範囲で現状変更を認める。 - 史跡範囲の拡大による再整備については、史跡の価値を高め、その本質的価値を損なわないこととする。
土地の改変		史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの以外は原則として認めない。
工作物	電柱、柵、説明板、遺構等展示物	- 新規工作物の設置に関しては、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの以外に関しては原則として認めない。 - ただし、小規模なものうち遺構に影響のないものに関しては認める。 - 補修に関しては、維持管理上必要な場合、史跡に影響の少ない軽微なものに限り認める。 - 除却にあたっては、遺構への影響が最小限にとどまるよう留意して行う。
建築物	住宅、物置など	新築は、史跡の保存・管理、整備・活用に関わるもの以外に関しては原則認めない。

午王山遺跡保存活用計画（案）

		・ ただし小規模なものうち、遺構に影響のないものについては認める。 ・ 補修に関しては、維持管理上必要な場合、史跡に影響のない範囲のものに限り認める。 ・ 除却にあたっては、遺構への影響が最小限にとどまるよう留意して行う。
道路	道路	・ 新設、拡張は、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの以外は原則として認めない。 ・ 維持管理のための補修は、遺構に影響のない範囲のものに限り認める。
埋設設備	電気、給水、雨水、排水、汚水など	・ 維持管理上必要な行為以外は認めない。 ・ 遺構への影響がある改修は認めない。 ・ 史跡整備に伴う移設は、遺構への影響が最低限となる範囲で検討する。
植栽	高木、中低木、地被など	・ 樹木の植栽、補植は、遺跡の価値を保全、または高めるために必要なものの及び、維持管理上必要なもの以外は原則認めない。 ・ 根の伸張により遺構への影響を与える恐れがある樹木は伐採を認める。 ・ 樹木の移植は、遺構へ影響を与える恐れがあるものは認めない。 ・ 整備に際しては、本質的価値を有しないものに関しては除却を検討する。

② B 区取扱方針

B 区は、今後将来にわたって保護を要する区域であり、土地所有者等から理解を得て、引き続き追加指定をはかり、公有化を目指すものである。

開発等の行為に対しては、史跡に準じた取扱とし、積極的に保存を図るものである。

第 3 表 B 区取扱方針

項目	取扱方針
宅地、耕作地、急傾斜地など	・ 所有者と調整をはかりながら史跡指定を目指し、事案に応じて公有化をはかる。 ・ 独立丘北側の急傾斜地については、斜面地の防災措置をはかった上で、追加指定を目指す。 ・ 開発行為や宅地の改修、地下に影響を大きく与える行為等、土木工事が計画された場合は、文化財保護法第 9 3 条・9 4 条による通知及び届出により遺構に対する影響について確認し、協議を行う。 その上で、必要に応じては、試掘・確認調査を行い、遺構の状況と計画による影響の度合いを確認し、遺構に影響のある場合は、所有者に計画

午王山遺跡保存活用計画（案）

	の変更等保存に対する協力を求める。その際、追加指定、公有地化についても協議を行う。 ・ 史跡の本質的な価値を損なわない景観の保持に関する協力を求める。 ・ 原則として遺構の確認のための発掘調査を実施するほか、遺跡の内容究明のための発掘調査についても必要に応じて実施する。
--	---

③ C 区の取扱基準

C 区は、史跡が立地する独立丘を囲む周辺地であり、史跡の本質的価値に影響を与える地区である。地区内には史跡と関連した遺構や遺物が存在する可能性があり、調査等で発見された場合は、その取扱について慎重に検討する必要がある。

また、史跡は独立丘上に立地するという特性から、独立丘自体やその眺望・景観も含めて重要となるため、開発等の際には建築物の高さ等についても注意が必要となる。

第 4 表 C 区取扱方針

項目	取扱方針
宅地、寺院墓地、学校、道路、崖線など	・ 周知の埋蔵文化財包蔵地に当たる場合は、開発行為等の土木工事については、文化財保護法 9 3 条・9 4 条の届出・通知が必要となる。また、調査の結果史跡に関連する遺構等が発見された場合は、その保存について協議を行う。 ・ 史跡の本質的価値を損なわないよう景観の保全に協力を求める。

第5表 A区現状変更許可申請区分と内容

許可申請区分と関連法		行為の内容		想定される行為の例
文化庁長官	文化財保護法 第125条	下記以外の行為	・ 設置の日から50年を経過している建築物等の増・改築及び除却 ・ 既存の建築物の同範囲内での新たに史跡に影響を及ぼさない、建築物の新築 ・ 必要最小限度を超えて土地の形状変更を伴う行為 ・ 現状の景観に大きな影響を及ぼす行為 ・ 史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす行為 ・ 発掘調査	・ 住宅の増・改築 ・ 史跡整備に伴う工作物の設置 ・ 切土、盛土などを伴う土地改変 ・ 史跡整備のための植樹 ・ 遺跡の保存目的の発掘調査
和光市教育委員会	文化財保護法 施行令第5条 第4項	軽微な現状変更	・ 2年以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増・改築 ・ 工作物（建築物を除く）の設置もしくは改修（設置してから50年を経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの） ・ 既設道路の補修（土地の形状変更を伴わないもの） ・ 史跡管理に必要な施設の設置・改修 ・ 電柱、電線、ガス管、水道管・下水管その他、これらに類する工作物の設置また	・ 仮設プレハブ等の設置 ・ 既存フェンスの改修 ・ 道路の舗装や修繕 ・ 史跡の説明板、柵等の設置、改修

午王山遺跡保存活用計画（案）

			は改修（土地の形状変更が最小限度のやむを得ない程度を超えないもの） - 木竹の伐採 - 建築物等（設置から 50 年を経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの）の除却	- 既設のガス管、水道管の差し替え - 景観に大きく影響を与えない範囲での樹木等の伐採（抜根等土地の改変を伴わないもの） - 木道の改修
申請不要	文化財保護法第 125 条 但し書き	維持の措置	史跡がき損、衰亡している場合の復旧、その拡大を防ぐ応急措置、復旧が困難な場合の除去等	史跡の損壊箇所への盛土による保護や土のうの設置など
		非常災害のために必要な措置	非常災害時、もしくはその発生が予想される場合に緊急的に取られる応急措置	- 土砂崩れの土砂の除去 - 倒壊した工作物の除去 - 倒木等の伐採・除去

午王山遺跡保存活用計画（案）

				地下埋設管の緊急的措置
		保存に及ぼす影響が軽微である場合	- 日常的な維持管理 - 既存建築物等の維持管理（土地の改変を伴わないもの） - 植栽の維持管理（土地の改変を伴わないもの）	- 日常的な枝の剪定、除去、除草等 - 案内板の色塗り等の補修 - 簡易な案内板の設置 - 資材等の仮置き